



# 天使のバラ® オーナー制度契約書



## 第1条 名称・目的

(名称) 天使のバラ®オーナー制度

(目的) 天使のバラ®のオリジナルローズオーナー契約者(以下『乙』という)が株式会社ほんだバラ香園(以下『甲』という)が契約し、甲が天使のバラ®を管理していくことで、消費者と生産者の距離を縮め、人と環境に配慮した次世代の農業への理解を深めていく事を目的とする

※一つの品種に絞り呼び名をつけていただいて管理させて頂く契約と、  
品種指定なしの品種ミックスで1坪管理をさせて頂く契約と、選べるものとする

## 第2条 会費

1坪(20株) 10,000円(税込)

乙は毎月上記の会費を下記いずれかの方法により支払いを行うこと

●指定の口座に振り込む

●来店にて支払い(現金、クレジット決済、QRコード決済)

●弊社のオンラインショップ内専用フォームからクレジット決済

正当な理由なくこれを拒否できないものとする

会費はオリジナルローズを安全に栽培・管理する為の費用として

使用するため契約を結んだ翌月から発生することとする

尚、オリジナルローズ名付け希望の場合は、一から植え付けをして栽培する為、約半年間(品種や植え付け時期によって異なる)は花が咲き揃う事が難しいが、この間にもオリジナルローズを安全に栽培・管理する為の費用として使用するため会費は発生することとする

## 第3条 契約期間

契約を結んだ翌月から3年間(以降は1年毎更新)

## 第4条 責務

乙は双方の信頼関係を保つため、ルールやマナーを厳守することとする

## 第5条 契約の中途解約

本契約は特にやむを得ない事由がない限り中途解約できないものとする

特にやむを得ない事由が発生し本契約を継続するのが著しく困難にな

った場合は双方協議のうえ以降の対応を決定することとする

又、乙が第2条・第4条に反する行為又は甲に対して著しく損害を

与える行為があった場合には直ちに契約を解除できるものとし、

その場合は契約期間満期までの残りの会費を一括にて支払うものとする

## 第6条 権利及び範囲

(権利) 乙は甲の栽培しているオリジナルローズまたは品種を問わずハウス内の1坪(20株)育てて貰うことができ、希望があれば自由に名前を付ける権利を有する

(ここでいう“名前”は品種名ではなく呼び名)

乙は甲の営業時間内のハウス見学及び契約したバラの摘み取りを自由に行う権利を有する